

次期「大津市子ども・若者支援計画」策定 に係るアンケート調査について

令和5年10月
福祉部子ども未来局子ども・若者政策課

子ども・若者支援計画の位置付け（現行計画）

- 大津市子ども・若者支援計画は、子ども・若者・子育て支援施策に関する法令の規定により一体的に策定している。
- また、本市の関連計画との調和を図っている。

一体的に策定

- ◆子ども・子育て支援法（子ども・子育て支援事業計画）
- ◆次世代育成支援対策推進法（次世代育成支援行動計画）
- ◆子ども・若者育成支援推進法（子ども・若者計画）

内包

- ◆子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策計画）
- ◆母子及び父子並びに寡婦福祉法（ひとり親家庭自立促進計画）
- ◆母子保健計画
- ◆新・放課後子ども総合プラン



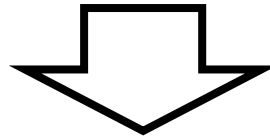
関連計画

- | | |
|------------|---------------------|
| ◇大津市地域福祉計画 | ◇健康おおつ21 |
| ◇おおつ障害者プラン | ◇大津市教育振興基本計画 |
| ◇大津市食育推進計画 | ◇大津市男女共同参画推進計画 etc. |

こども基本法に基づくこども計画の策定

- 令和5年4月1日にこども家庭庁が発足し、こども基本法が施行された。
- 法には、国は、こども施策を総合的に推進するためにこども施策に関する基本的な方針等を定める「こども大綱」を策定し（第9条）、地方自治体は、大綱を勘案してこども計画を策定することの努力義務が課せられている（第10条）ことが規定されている。
- その他、こども施策を策定、実施、評価するにあたり、対象となるこどもや子育て当事者等の意見を聴取し、反映させるために必要な措置を講じなければならない（第11条）。

※「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢を上限を規定していない（第2条）



こども計画の策定は、こども施策に関し、総合的かつ一体的にこども施策を進めていく上で非常に重要であることから、**次期大津市子ども・若者支援計画を、こども計画として位置付ける予定**

子ども・若者支援計画の位置付け（次期計画）

一体的に策定

◆こども基本法（こども計画）

- ◆子ども・子育て支援法（子ども・子育て支援事業計画）
- ◆次世代育成支援対策推進法（次世代育成支援行動計画）
- ◆子ども・若者育成支援推進法（子ども・若者計画）

内包

- ◆子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策計画）
- ◆母子及び父子並びに寡婦福祉法（ひとり親家庭自立促進計画）
- ◆母子保健計画
- ◆新・放課後子ども総合プラン

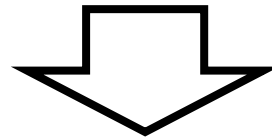


関連計画

- | | | |
|------------|----------------|------|
| ◇大津市地域福祉計画 | ◇健康おおつ21 | |
| ◇おおつ障害者プラン | ◇大津市教育振興基本計画 | |
| ◇大津市食育推進計画 | ◇大津市男女共同参画推進計画 | etc. |

こども大綱を踏まえた計画策定に向けて

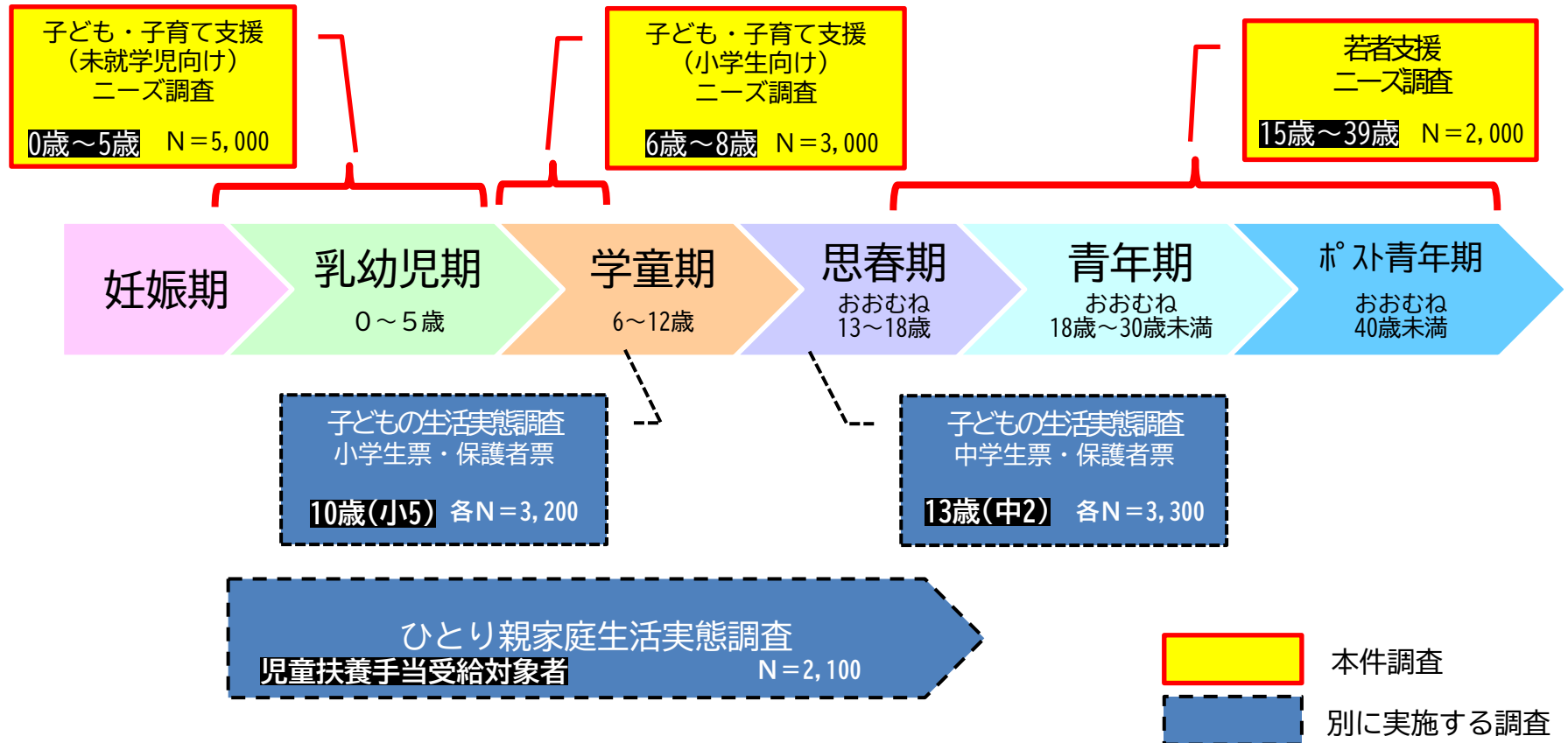
- こども大綱は、現在、国（こども家庭庁）において策定が進められている。
- こども大綱は、以下の既存3大綱を束ねたものである。
 - ◆少子化社会対策大綱
 - ◆子供・若者育成支援推進大綱 ※現行計画策定において既に踏まえている
 - ◆子供の貧困対策に関する大綱 ※現行計画策定において既に踏まえている
- 大綱は年内閣議決定を予定しており、既存3大綱の内容とこども家庭審議会の議論動向を踏まえて、計画の策定に必要なニーズや実態の把握に努めなければならない。



計画策定に向けて、**市民に子ども・子育て・若者のニーズや実態を把握するためのアンケート調査を行う必要がある。**

実施するアンケート調査と対象年齢

計画対象年齢に沿って幅広くアンケートを実施している

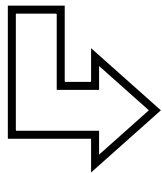


設問設定のねらい（①未就学児童調査）

設問の主な項目

※赤字は今回新たに取り入れた内容

- 子どもの生活習慣や体験の有無の把握
- 子育てに関する悩みの実態
- 相談先のニーズ
- 定期・不定期の教育・保育利用状況、ニーズの把握（必須項目）
- 地域子育て支援事業の利用状況、ニーズの把握（必須項目）
- 仕事と家庭の両立、育児休業・短時間勤務に関する実態把握
- 地域における子育て支援の実態や市の子ども・子育て支援施策に対する意識
- **子どもを持つことに対する意識**



回答結果からわかること

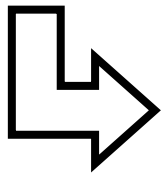
- 幼稚園や保育所といった施設の利用ニーズの推計
- 地域の子育て支援事業の利用ニーズの推計
- 子どもの生活・子育ての支援に必要な取り組み
- 子どもを持つ、または持たない意向

設問設定のねらい（②小学生調査）

設問の主な項目

※赤字は今回新たに取り入れた内容

- 子どもの生活習慣や体験の有無の把握
- 子育てに関する悩みの実態
- 相談先のニーズ
- **子どもの意見表明に関する実態**
- 放課後の預かりサービスの利用状況、ニーズの把握（必須項目）
- 仕事と家庭の両立、育児休業・短時間勤務に関する実態把握
- 地域における子育て支援の実態や市の子ども・子育て支援施策に対する意識
- **子どもを持つことに対する意識**



回答結果からわかること

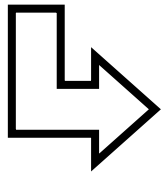
- 放課後児童クラブの利用ニーズの推計
- 子どもの意見表明に必要な取り組み
- 子どもの生活・子育ての支援に必要な取り組み
- 子どもを持つ、または持たない意向

設問設定のねらい（③若者調査）

設問の主な項目

※赤字は今回新たに取り入れた内容

- 日常生活の実態の把握
- 子どもの頃の体験
- 就労状況
- 家族や地域との関係
- **若者の意見表明と社会参画に関する実態**
- **困難に直面した経験と必要な支援**
- **子どもを持つことに対する意識**



回答結果からわかること

- 若者の社会との関わり（ニートや引きこもり傾向の有無）
- 困難に直面した経験とその対応に必要な支援
- 若者の意見表明、社会参画に必要な取り組み
- 子どもを持つ、または持たない意向

今後のスケジュール

- 10月末までに設問内容を確定します。
- 関係所属におかれましては、設問内容検討にあたって照会とは別に、個別にお声掛けさせていただくことがあります。
- アンケート調査期間は11月下旬～12月中旬の3週間程度を予定しています。

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	...
設問検討	→								
調査票作成・郵送準備			⇒						
調査実施			→						
集計・分析				→					
報告書作成						→			
次期計画策定								→	